

警察官の活動服着用時のネクタイ省略について

香川県警察では、令和7年11月1日から、警察官の現場での受傷事故防止と働きやすい職場環境づくりの取組の一環として、ブルゾン型の活動用制服である活動服を着用して勤務する場合にはネクタイを省略できることとする運用を開始します。

街頭などでネクタイを着用している警察官と着用していない警察官が混在する姿を見かけることがあるかと思いますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

活動服着用時のネクタイ省略について

香川県警察において、受傷事故防止と働きやすい職場環境づくりの一環として、『活動服』を着用して勤務する警察官についてネクタイを省略できることとし、令和7年11月1日より運用を開始します。

《活動服を着用する警察官の例》

- 交番・駐在所で勤務する警察官
- 交通取締り等の街頭活動に従事する警察官
- 宿日直に従事する警察官

など

【ネクタイ着用時】



【ネクタイ省略時】



※活動服を脱いでいる場合も、ネクタイを省略できます。